

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

1 目的

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととなりました（建設業法第20条の2第2項。令和6年12月13日施行。）。

※次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるもの

- ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

2 対象工事

本通知日以降に請負契約を締結する建設工事

3 概要

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知します。

4 通知方法

「工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書」を契約担当課に提出（押印不要のため、メール等にて提出可）

5 関係する法令（抜粋）

建設業法

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第20条の2 1（略）

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第19条第1項第7号又は第8号の定めに従つた

工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。

4 (略)

建設業法施行規則

(工期等に影響を及ぼす事象)

第13条の14 1 (略)

2 建設業法第20条の2第2項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であつて天災その他不可抗力により生じるものとする。

- (1) 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- (2) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法)

第13条の15 1 (略)

2 建設業者は、建設業法第20条の2第2項の規定により前条第2項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に対して通知しようとする場合において、当該建設業者が建設業法第20条第1項の規定により見積書を作成するときにあつてはこれらの情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときにあつては当該情報を記載した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

3 (略)

4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。

(1) 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

6 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部調達課工事契約グループ

電話 053-457-2176

(あて先) 発注者 浜松市長

住所又は所在地

受注者 商号又は名称

代 表 者

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工 事 名 称	(課名) (番号) 第 号
契約予定年月日	令和 年 月 日
該当する事象	<p><input type="checkbox"/> 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 (建設業法施行規則第13条の14第2項第1号) 発生するおそれのある事象※ <u>(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰</u> 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 <u>(例) 報道等の URL を記載又はファイルを添付</u></p> <p><input type="checkbox"/> 特定の建設工種の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 (建設業法施行規則第13条の14第2項第2号) 発生するおそれのある事象※ <u>(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足</u> 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 <u>(例) 報道等の URL を記載又はファイルを添付</u></p> <p>※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載</p>
その他連絡事項 (空欄可)	自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等

備考

- 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。
（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。